

和・汗・創造



新入生201人を迎え、令和3年度がいよいよスタートしました。全校生徒602人の『寺井中学校』という大きな船の船出です。この1年間がどんな航海になるのかは、乗組員であるみんな一人ひとりの頑張りがポイントになってきます。

入学式や学級などの様子から、多くの人々のさあ頑張るぞという姿を見ることができました。その頑張ろうという気持ちを大切に、学習、部活動、学校行事、日常活動に積極的に取り組んでいきましょう。

さて、この生徒だよりは「和・汗・創造」と題し、(校訓である和して学ばん、汗して生きん、創造の力みがかんからとっています。)寺井中学校の生活に関わる連絡や学校の様子などを伝えていきたいと思ひます。生徒のみんなはもちろん、保護者の方にもぜひ、目を通して頂きたいと思ひます。

寺井中学校には月ごとに心のテーマがあり、そのテーマに沿って、このたよりでも意識してほしいことを伝えていきたいと思ひます。



4月心のテーマ 「新しい出発」

～ 新鮮な気持ちでスタートしよう ～

1年生は中学生として、2年生は先輩として、3年生は最高学年として、それぞれが頑張ろうという思いをもって新学期のスタートをきりました。

新鮮なその思いを具体的な行動で実践し、

めざすは自分自身の「**成長実感!**」です。

自分はこんなことをがんばった、その結果としてこんな力を伸ばし、なりたい自分に近づけたと感じられるよう、みんなで励まし合い、支え合っていきましょう。

成長実感のための今月の一点突破(みんなで集中して取り組み、必ずなしとげる!)は、

「**あいさつ**」です。お互い気持ちの良いあいさつができるように、成長した自分を実感しましょう。



交通ルールを守りましょう!!

悪質・危険な運転による交通の危険を防止するために。

自転車運転者講習制度

平成27年6月1日に施行された改正道交法により、交通ルールを無視した14の危険行為を3年以内に2回以上繰り返すと自転車運転者講習を受けなければならなくなりました。

対象は14歳以上の自転車運転者ですので、中高生も講習の対象となります。



「自転車運転者講習」の対象となる14種類の危険行為

①信号無視

②通行禁止違反

「歩行者専用道路」「自動車専用道路」など、道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所を通行する行為。



③歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)

自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に、歩行者に注意を払わなかったり、徐行しなかったりする行為。



④通行区分違反

歩道通行ができる場合以外で歩道を通行したり、道路の右側を通行(道路右側にある路側帯通行を含む)したりする行為。



⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害

歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為。



⑥遮断踏切立入り

⑦交差点安全進行義務違反等

信号機のない交差点等で優先道路を通行する車両や左側から来る車両の通行妨害をしたり、交差点に入る際に徐行しない、また歩行者等に配慮しない速度や方法で通行する行為。



⑧交差点優先車妨害等

交差点で右折時に直進車や左折車両の進行を妨害する行為。



⑨環状交差点安全進行義務違反等

⑩指定場所一時不停止等

⑪歩道通行時の通行方法違反

歩道の通行が認められている場所で歩行者の妨害をする行為。

⑫制動装置(ブレーキ)不良自転車運転

前後輪にブレーキを備えていなかったり、ブレーキ性能が不良の自転車を運転する行為。

⑬酒酔い運転

⑭安全運転義務違反

ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為。傘差し運転、携帯電話使用運転、わき見運転等で他人に危害を及ぼす運転と判断された場合等。



自転車運転者講習

- 講習手数料：6,000円
- 講習時間：3時間
- 受講命令に従わなかった場合：5万円以下の罰金

車はこないだろう、止まってくれるだろうではなく、車が来ているかもしれない、止まりきれないかもしれないという意識を持ち、事故の被害者にも加害者にもならないよう気をつけよう。